

横浜市立小学校等給食費の管理に関する要綱

制定 平成24年4月1日（教育長決裁）

最近改正 令和6年3月18日

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市学校給食費の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）のうち小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校の学校給食費（以下「学校給食費」という。）における施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は条例及び規則の例による。

（学校給食費の通知）

第3条 市長は、学校給食費を徴収するときは、保護者等に対して、横浜市学校給食費徴収額決定通知書（第1号様式）により徴収額を通知するものとする。

2 徴収額に変更がある場合は、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第2号様式の1から4までのいずれか）により徴収額を通知するものとする。

（学校給食費の計算）

第4条 幼児等が年度を通じて在校しない場合、転出月及び転入月については月額給食費を上限として、学校給食費の額を当該年度の基準献立実施回数で除した額に、当該月の学校給食を受けた回数に乗じた額を徴収するものとする。ただし、1か月を超えて学校給食を受け、当該年度の最初の学校給食又は最後の学校給食を受ける場合の当該月の学校給食費については、この限りではない。

2 前項の計算により1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（学校給食費の減額）

第5条 条例第6条に規定する「市長は、特別の理由があると認めるとき」については、次の各号とする。

- (1) 幼児等が食物アレルギー等のため学校給食の飲用の牛乳を受けないとき、又は飲料以外の学校給食を受けないとき
- (2) 特別支援学校の幼稚部の幼児が限られた回数のみ学校給食を受けるとき
- (3) 特別支援学校においてミキサー食等により特別な学校給食を受けるとき
- (4) 給食実施校において給食室の改修工事等により学校給食を受けることができないとき
- (5) 災害等により、連続する4日以上給食実施日において学校給食を受けることができないとき
- (6) 幼児等又はその保護者等が、病気や事故その他の理由により、当該年度中に連続する14日以上欠席等し、かつ学校給食費減額連絡票により、学校給食を受けない旨を当該期間の初日の前日まで又は当該期間中に申し出たとき
- (7) その他教育長が学校給食費の減額が特に必要であると認めるとき

- 2 市長は前項の規定により減額する場合、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第2号様式の1又は2）により通知するものとする。
- 3 第1項(1)において、代替食を提供する場合、減額をしないことができるものとする。
- 4 第1項の各号において減額した場合の学校給食費及び減額の計算は別表のとおりとする。
- 5 前項の計算により1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（学校給食費の充当）

第6条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときは、その過誤納額を当該徴収対象者の未納の学校給食費に充当するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により充当する場合は、横浜市学校給食費充当通知書（第3号様式）により保護者等に通知するものとする。

（学校給食費の還付）

第7条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときで、前条に規定する充当すべき学校給食費がない場合は、学校給食費を還付する。

- 2 市長は、前項の事由が生じた場合は、横浜市学校給食費還付通知書（第4号様式）により保護者等に通知するものとする。
- 3 前項の規定により保護者等に通知してから5年を経過してもなお、学校給食費を還付できない場合は、民法第166条第1項の規定により、その学校給食費の過誤納金を還付しないものとする。
- 4 災害、感染症や感染症対策及び事故等による学校給食の全部中止（変更）又は一部中止（変更）の場合、学校給食費を還付しないものとする。

（学校給食費の徴収方法等）

第8条 学校給食費を口座振替により徴収する場合は、次の各号とする。

- (1) 保護者等は、横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動振込利用申込書（第5号様式）を取扱金融機関等に提出し、当該金融機関を通じて横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動振込受付通知書（第6号様式）を市長に提出する。
 - (2) Webサービスを利用した口座振替受付（以下「Web申請」）の方法による申出を受けたときは、Web申請による口座振替の手続きを行うことができる。
- 2 前項の規定により、口座振替をする場合は、4月を除く毎月29日に振替を行うこととする。ただし、29日が休日又は休業日のときは金融機関等の翌営業日とする。
 - 3 第1項の規定によらず学校給食費を徴収する場合、横浜市学校給食費納入通知書（第7号様式）により保護者等に通知するものとする。

（学校給食費の督促）

第9条 市長は、規則第5条に定める納付期限までに納付がなかった場合、保護者等に対して横浜市学校給食費督促状（第8号様式）により督促を行うものとする。

- 2 前項の規定によっても保護者等が学校給食費を納付しない場合、保護者等に対して横浜市学校給食費催告書（第9号様式）により催告を行うものとする。

（学校給食費の遅延損害金）

第 10 条 市長は、保護者等が納付期限までに学校給食費を納付しない場合においては、民法第 404 条及び第 419 条第 1 項の規定により、その学校給食費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の額の算定においては、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和 31 年 6 月横浜市条例第 14 号）第 4 条ただし書の規定を準用する。この場合において、同条例第 4 条ただし書中「延滞金」とあるのは、「遅延損害金」と読み替えるものとする。

（学校給食費の納付期限等）

第 11 条 規則第 5 条第 3 項に規定する納付期限により難いと認めるときとは、学校給食を受ける幼児等の保護者等が横浜市学齢児童生徒就学奨励条例第 3 条第 1 項に規定する就学奨励金交付申請（以下「交付申請」という。）をしたときとする。

2 前項に規定する保護者等は、当該交付申請の前年度において交付申請が認められた保護者等に限るものとする。

3 第 1 項の規定において、市長は、交付申請をしたときから審査結果を通知する翌月の末日までの間に限り、納付期限を延長することができる。

4 前項の納付期限を延長した場合において、交付申請が認められない又は交付申請に係る審査結果が明らかでない場合は、市長は、当該保護者等に対し、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第 2 号様式の 3）により通知するものとする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和5年1月17日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年3月18日から施行する。

別表（第5条）

減額する事由	減額後の学校給食費（年額）	減額の計算
幼児が牛乳を飲まない場合	37,950円	
児童等が牛乳を飲まない場合	41,800円	
生徒が牛乳を飲まない場合	53,900円	
飲料以外の学校給食を受けない場合	9,790円	
幼児が週4日学校給食を受ける場合	37,400円	
幼児が週3日学校給食を受ける場合	28,050円	
幼児が週2日学校給食を受ける場合	18,700円	
幼児が週1日学校給食を受ける場合	9,350円	
ミキサー食を1/2受ける場合	25,300円	
ミキサー食を1/3受ける場合	17,600円	
経管スープ食を受ける場合	7,700円	
給食室の改修工事等により学校給食を受けることができない場合	学校給食費の額から減額の計算により算出した額を減じた額	学校給食費の額を当該年度の基準献立実施月数で除した額に、学校給食を受けることができない期間の基準献立実施月数を乗じた額を減額するものとする 給食室の改修工事等により学校給食を受けることができない期間が月途中に開始又は終了する場合には、学校給食費の額を当該年度の基準献立実施回数で除した額に、学校給食を受けることができない期間の基準献立実施回数を乗じた額を減額するものとする
災害等により、連続する4日以上給食実施日について学校給食を受けることができない	同上	学校給食実施日の4日目以降の学校給食費について学校給食費の額を当該年度の基準献立実施回数で除した額に、当該

場合		期間の基準献立実施回数に乗じた額を減額するものとする
病気や事故その他の理由により、連続する14日以上欠席等し、学校給食を受けることができない場合	同上	学校給食費の額を当該年度の基準献立実施回数で除した額に、当該期間でかつ連絡があった翌日以降の基準献立実施回数に乗じた額を減額するものとする

横浜市長

横浜市学校給食費徴収額決定通知書

年度の徴収額を次のとおり決定しますので通知します。

1 給食対象者氏名

2 徴収対象者氏名

3 徴収額及び納付期限

納期	給食実施月	徴収額	納付期限	口座振替日

4 その他

(1) 就学援助の申請をされている場合

昨年度末まで就学援助の対象となっていた方及びその兄弟姉妹の方は、就学援助申請後、認定結果の通知がされるまでの間は、納付期限を延長します。

認定結果の通知で「援助が認められた方」は、認定期間中の納付の必要はありません。

また、認定結果の通知で「援助が認められなかった方」及び「10月末までに認定結果が通知されていない方」については、改めて徴収額を通知しますのでお支払いをお願いします。

なお、今年度初めて申請をされる方は審査結果が届くまでお支払いをお願いします。

(2) 生活保護を受けている場合

生活保護を受けている場合で、学校給食費分の保護費が学校長に支払われている場合は、「口座振替」又は「納入通知書」による納付の必要はありません。

(3) 減額について

給食対象者がけがや病気、その他の理由により14日以上連続して学校給食を受けることができない場合、学校へ連絡をいただいた翌日以降から減額の対象となります。

(4) 給食室の改修予定校に在学している場合

給食室改修期間中の納付は必要ありません。改修期間に変更が生じた場合には、改めて徴収額を通知します。

横浜市長

横浜市学校給食費徴収額変更通知書

年度分の学校給食費について、次のとおり徴収額を変更しますので通知します。

給食対象者氏名	
---------	--

徴収対象者氏名	
---------	--

	変 更 前	変 更 後
年 月	円	円
合 計 (徴 収 額)	円	円

還付又は充当あり

年 月 日

横浜市長

横浜市学校給食費徴収額変更通知書

年度学校給食費徴収額等の変更について、次のとおり通知します。

1 給食対象者氏名

2 徴収対象者氏名

3 減額申請日

年 月 日

4 申請期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

5 減額額等

(1) 減額対象日数 日
学校に連絡をいただいた翌日以降から減額の対象となります。

(2) 減額済み額 円

(3) 減額額 円

(4) 減額額と減額済み額の差額 円

(5) 減額額の精算方法

減額対象月の学校給食費を納入済みの場合は、減額額と減額済み額の差額を「還付」又は「充当」させていただきます。後日、学校給食費「還付通知書」又は「充当通知書」を配付します。

6 変更後の徴収額

減額額と減額済み額の差額については、直近の徴収額から順次遡って変更します。

納期	給食実施月	徴収額		納付期限	納期	給食実施月	徴収額		納付期限
		変更前	変更後				変更前	変更後	

給食費徴収額は、変更前の金額で請求します。後日変更後の金額で精算します。

横浜市長

横浜市学校給食費徴収額変更通知書

年度学校給食費徴収額等の変更について、次のとおり通知します。

1 給食対象者氏名

2 徴収対象者氏名

3 徴収額及び納付期限

年度の就学援助が認められなかった方、または、審査結果が明らかになっていない方については、納付期限の延長を行っていた学校給食費を一括で徴収させていただきます。
なお、今後の徴収については、次のとおりです。

納期	給食実施月	徴収額	納付期限	納期	給食実施月	徴収額	納付期限

※ 月期以降の徴収額については、予定額を記載しています。

※口座振替で納付いただく場合の振替日は、毎月29日(2月は末日)です。

なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。 "

4 その他

(1) 生活保護を受けている場合

生活保護を受けている場合で、学校給食費分の保護費が学校長に支払われている場合は、「口座振替」又は「納入通知書」による納付の必要はありません。

(2) 減額について

突発的な事故や病気により、長期的に給食を喫食できなかった場合や、やむを得ない理由により、あらかじめ喫食できないことを学校が承知している場合には、給食費を減額することがあります。

横浜市長

横浜市学校給食費還付通知書

学校給食費が納め過ぎ(過誤納)となりましたので、次の通りお返しします。

1 給食対象者氏名

2 納め過ぎとなった金額

3 過誤納額(納め過ぎとなった金額)の内訳(①の内訳)

過誤納金算出年度
過誤納額 ①
還付金 ②

納期	請求金額	入金額	過誤納額	領収日

※ 入金額とは、ご自身で納めた金額又は就学援助費による入金額を示しています。

4 還付金(お返しする金額)の受領方法

還付金は、年 月 日以降に給食費口座振替の口座にお振込みいたします。

横浜市長

横浜市学校給食費還付通知書

学校給食費が納め過ぎ(過誤納)となりましたので、次の通りお返しします。

1 給食対象者氏名

2 納め過ぎとなった金額

3 過誤納額(納め過ぎとなった金額)の内訳(①の内訳)

過誤納金算出年度
過誤納額 ①
還付金 ②

納期	請求金額	入金額	過誤納額	領収日

※ 入金額とは、ご自身で納めた金額又は就学援助費による入金額を示しています。

4 還付金(お返しする金額)の受領方法

還付金は、以前「横浜市学校給食費還付金口座振込依頼書」にご記載いただいた口座へ、年 月 日
以降にお振込いたします。

横浜市長

横浜市学校給食費還付通知書

学校給食費が納め過ぎ(過誤納)となりましたので、次の通りお返しします。

1 給食対象者氏名

2 納め過ぎとなった金額

3 過誤納額(納め過ぎとなった金額)の内訳(①の内訳)

過誤納金算出年度
過誤納額 ①
還付金 ②

納期	請求金額	入金額	過誤納額	領収日

※ 入金額とは、ご自身で納めた金額又は就学援助費による入金額を示しています。

4 還付金(お返しする金額)の受領方法

還付金は、年 月 日以降にご指定いただいた方法でお返しします。
なお、原則、口座をお持ちの方については、口座振込での受領をお願いします。

5 還付方法の指定について

(1) 口座振込をご希望される場合(振込予定日 年 月 日)

別紙「横浜市学校給食費還付金口座振込依頼書(以下、振込依頼書という。)」に必要事項をご記入いただき、年 月 日までに学校へご提出ください。

なお、口座名義人相違や口座解約等の場合は、予定日にお振込みできません。

また「振込依頼書」のご提出が期日を過ぎた場合は、次回の還付手続き(年 月以降)となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 現金受領をご希望される場合(受領期間 年 月 日から 年 月 日まで)

別紙「委任状」に必要事項をご記入いただき 年 月 日までに学校へご提出ください。

事前に学校へ連絡のうえ、上記受領期間中(休校日を除く)に「認印」と「ご本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証、個人番号カード又は住民基本台帳カード、旅券等)」をご持参いただき学校へお越しください。

また、「委任状」のご提出が期日を過ぎた場合は、次回の還付手続き(年 月以降)となりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 在籍していない場合の提出方法

市外転出等により、現在、在籍していない場合は、同封しました封筒(切手不要) 年 月 日
で(必着)までに、次の送付先に送付してください。

【送付先】〒

横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課給食費管理担当宛

横浜市長

横浜市学校給食費還付通知書

学校給食費が納め過ぎ（過誤納）となりましたので、次の通りお返しします。

1 給食対象者氏名

2 納め過ぎとなった金額

3 過誤納額（納め過ぎとなった金額）の内訳（①の内訳）

過誤納金算出年度
過誤納額 ①
還付金 ②

納期	請求金額	入金額	過誤納額	領収日

4 還付金（お返しする金額）の受領方法

還付金は、現金でお返しいたします。

お手数ですが、別紙「委任状」に必要事項をご記入いただき 年 月 日までに学校へご提出ください。

事前に学校へ連絡のうえ、 年 月 日から 年 月 日まで（休校日を除く）に「認印」と「ご本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、個人番号カード又は住民基本台帳カード、旅券等）」をご持参いただき、学校へお越してください。

また、「委任状」のご提出が期日を過ぎた場合は、次回の還付手続き（ 年 月以降）となりますので、あらかじめご了承ください。

横浜市長

横浜市学校給食費還付通知書

学校給食費が納め過ぎ（過誤納）となりましたので、次の通りお返しします。

1 給食対象者氏名

2 納め過ぎとなった金額

3 過誤納額（納め過ぎとなった金額）の内訳（①の内訳）

過誤納金算出年度
過誤納額 ①
還付金 ②

納期	請求金額	入金額	過誤納額	領収日

※ 入金額とは、ご自身で納めた金額又は就学援助費による入金額を示しています。

4 還付金（お返しする金額）の受領方法

還付金は、年 月 日以降にご指定いただいた方法でお返しします。
なお、原則、口座をお持ちの方については、口座振込での受領をお願いします。

5 還付方法の指定について

(1) 口座振込をご希望される場合（振込予定日 年 月 日）

別紙「横浜市学校給食費還付金口座振込依頼書（以下、振込依頼書という。）」に必要事項をご記入いただき、年 月 日までに学校へご提出ください。

なお、口座名義人相違や口座解約等の場合は、予定日にお振込みできません。

また「振込依頼書」のご提出が期日を過ぎた場合は、次回の還付手続き（年 月以降）となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 現金受領をご希望される場合（受領期間 年 月 日から 年 月 日まで）

別紙「委任状」に必要事項をご記入いただき 年 月 日までに学校へご提出ください。

事前に学校へ連絡のうえ、上記受領期間中（休校日を除く）に「認印」と「ご本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、個人番号カード又は住民基本台帳カード、旅券等）」をご持参いただき学校へお越しください。

また、「委任状」のご提出が期日を過ぎた場合は、次回の還付手続き（年 月以降）となりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 在籍していない場合の提出方法

市外転出等により、現在、在籍していない場合は、同封しました封筒（切手不要） 年 月 日
で（必着）までに、次の送付先に送付してください。

【送付先】〒

横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課給食費管理担当宛

6 その他

本通知をもって、還付のご連絡は最後となります。

なお、本通知日から5年を経過すると過誤納金をお返しすることができなくなりますので、ご注意ください。

横浜市長

横浜市学校給食費還付通知書

学校給食費が納め過ぎ(過誤納)となりましたので、次の通りお返しします。

1 給食対象者氏名

2 納め過ぎとなった金額

3 過誤納額(納め過ぎとなった金額)の内訳(①の内訳)

過誤納金算出年度
過誤納額 ①
還付金 ②

納期	請求金額	入金額	過誤納額	領収日

4 還付金(お返しする金額)の受領方法

還付金は、現金でお返しいたします。

お手数ですが、別紙「委任状」に必要事項をご記入いただき 年 月 日までに学校へご提出ください。

事前に学校へ連絡のうえ、 年 月 日から 年 月 日まで(休校日を除く)に「認印」と「ご本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証、個人番号カード又は住民基本台帳カード、旅券等)」をご持参いただき、学校へお越しくください。

また、「委任状」のご提出が期日を過ぎた場合は、次回の還付手続き(年 月以降)となりますので、あらかじめご了承ください。

5 その他

本通知をもって、還付のご連絡は最後となります。

なお、本通知日から5年を経過すると過誤納金をお返しすることができなくなりますので、ご注意ください。

横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

年 月 日

銀行・金庫・組合・ゆうちょ銀行 様

預・貯金者	住所	〒□□□-□□□□ 区		TEL	-	〔預・貯金〕 口座届印
	フリガナ					
	氏名	姓	名			
徴収対象者 (保護者) 上記の預・貯 金者と異なる ときに記入し てください。	住所	〒□□□-□□□□ 区		TEL	-	〔徴収 対象者印〕
	フリガナ					
	氏名	姓	名			
学校名	横浜市立 学校					
フリガナ			性別	生年月日		
給食対象者氏名 (給食を食べる児童等)	姓	名	男・女	年	月	日
納付金の名称	横浜市学校給食費					
主管局課	横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課					

私(徴収対象者)は、横浜市が給食対象者に提供する給食の食材に対する費用を支払うことを了承します。

私(預・貯金者)は、徴収対象者が横浜市に納める上記の納付金を口座振替(自動払込)の方法で納付することについて了承し、次の事項を確約の上、口座振替(自動払込)を依頼します。

また、還付事由が生じた時は、還付金を下記の口座に振り込んでください。

指定口座	金融機関	銀行 金庫 組合	本店 支	種目 (○印)	口座番号 右づめで記入してください	
				1 普通預金 2 当座預金		
	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	金融コード	払込先加入者名、払込先口座番号	
		1 6 6	3 0	9 9 0 0	加入者名 横浜市会計管理者 口座番号 00260-2-960093	
	通帳記号			通帳番号(右づめ)		
	1		0 の			
振替日(払込日)	原則として毎月29日(2月は末日)。その日が休日又は休業日の場合は、翌営業日。					

注) 金融機関又はゆうちょ銀行の太線の枠内だけ記入してください。

口座振替(自動払込)約定

- 私が支払うべき納付金について横浜市から貴店に納入の通知書等が送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定口座から引落しのうえ、横浜市の歳入金として収納してください。なお、この依頼は5に定める解約届又は取消届を提出しない限り、引き続き有効として扱ってください。
- 預・貯金の引落としにあたっては、貴店の預・貯金にかかる規定にかかわらず、小切手の振出又は預・貯金通帳及び預・貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 指定口座の残高が振替日において、納入すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納入の通知書等を横浜市に返却されてもさしつかえありません。
- この契約は、常時残高不足等により、貴店が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
- 私が解約する場合には、貴店あてに所定の解約届及び取消届を提出します。
- この口座振替(自動払込)により、横浜市歳入金として収納された場合の領収書は請求いたしません。
- この口座振替(自動払込)の取扱いについて、万一紛議が生じたときは、横浜市、貴店及び私の間で協議し解決します。
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

受付(日付)印

以上

実施機関使用欄

検印

記入

照合

徴収対象者→取扱店→事務センター

横浜市学校給食費口座振替納付届兼自動払込受付通知書

(届出先) 横浜市長

年 月 日

預・貯金者	住所	〒□□□-□□□□ 区		TEL	-	〔預・貯金〕 口座届印
	フリガナ					
	氏名	姓	名			
徴収対象者 (保護者) 上記の預・貯 金者と異なる ときに記入し てください。	住所	〒□□□-□□□□ 区		TEL	-	〔徴収 対象者印〕
	フリガナ					
	氏名	姓	名			
学 校 名	横浜市立		学校			
フリガナ			性別	生年月日		
給食対象者氏名 (給食を食べる児童等)	姓	名	男・女	年	月	日
納付金の名称	横浜市学校給食費					
主管局課	横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課					

私(徴収対象者)は、横浜市が給食対象者に提供する給食の食材に対する費用を支払うことを了承し、横浜市に納める上記の納付金を口座振替(自動払込)の方法で納付したいので、次の事項を確約の上、納入の通知書等は次の取扱店(事務センター)へ送付して下さるよう、お届けいたします。
(徴収対象者と預・貯金者が異なる場合)私(預・貯金者)は、下記指定口座名義から納付することを承諾します。
また、還付事由が生じた時は、還付金を下記の口座に振り込んでください。
給食対象者が横浜市立の他の学校に転校・異動した場合、引き続きこの納付届を有効として扱ってください。
口座振替(自動払込)により、横浜市歳入金として収納された場合、領収確認のための通知は請求いたしません。
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

金融機関 指定口座	銀行 金庫 組合	本店 支	種目 (○印)	口座番号 右づめで記入してください
			1 普通預金 2 当座預金	
	種目コード	契約種別コード	金融コード	払込先加入者名、払込先口座番号
	1 6 6	3 0	9 9 0 0	加入者名 横浜市会計管理者 口座番号 00260-2-960093
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号(右づめ)	
	1	0 の		
振替日(払込日)	原則として毎月29日(2月は末日)。その日が休日又は休業日の場合は、翌営業日。			

注) 金融機関又はゆうちょ銀行の太線の枠内だけ記入してください。

※ 上記届出のことについては、口座振替(自動払込)依頼書の内容に基づき承諾いたします。

年 月 日

取扱金融機関名

取扱店名

印

※
処
理
欄

受付(日付)印

(ご注意) ※欄は徴収対象者は記入しないでください。主管局課あてに提出してください。

徴収対象者→取扱店→事務センター→主管局課

年 月 日

横浜市長

横浜市学校給食費督促状

学校給食費について、次のとおり未納となっております。指定期限までに必ず納付してください。
なお、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金を別途徴収します。

【遅延損害金について】

遅延損害金が100円未満のときはその全額又は100円未満の端数金額があるときはその端数金額を切り捨てます。

- 対象となる給食費 年度 月期分
- 当初納付期限 年 月 日
- 未納金額 円
- 指定期限 年 月 日
- 納付方法 本書の切り取り線から下を切り離し、指定の金融機関等で納付してください。

発行局課 教育委員会事務局健康教育・食育課
電話

切り取り線

横浜市 学校給食費 納入済通知書

加入者名	横浜市会計管理者	口座番号	00250-0-960092	納入金額	
収納機関番号		納付番号		確認番号	納付区分



納付者	【住所等非表示払込書】	領収日付印
コンビニ収納用	バーコードのない納入通知書はコンビニエンスストアではお取り扱いできません。	横浜市、コンビニ本部保管
収納代行業者	取りまとめ店 〒224-8794 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター	

ATMではお取り扱いできません。 主管課名 教育委員会事務局健康教育・食育課 電話045-671-3696

横浜市 学校給食費 納入書 原符

加入者名	横浜市会計管理者
口座番号	00250-0-960092

給食費	円
合計金額	円
収納代行業者	
納付者氏名	
納付番号	

主管課名	横浜市 学校給食費 領収証書
教育委員会事務局	
健康教育・食育課	
電話 671-3696	

横浜市 学校給食費 領収証書

納付者氏名	
-------	--

納付番号	
------	--

給食費	円
合計金額	円
収納代行業者	

領収日付印	
-------	--

切り離さないでお出しください。

切り離さないでお出しください。

(金融機関・コンビニ店舗保管)

この領収書は、大切に保存して下さい。(納付書保管/収入印紙不要)

横浜市長

横浜市学校給食費催告書

学校給食費の未納について、督促後、相当期間が経過いたしましたがお支払いが確認できておりません。つきましては、指定期限までに未納金額をお支払いいただきますようお願いいたします。すでにお支払い済みの場合につきましては、行き違いとなりますので、ご了承ください。

1 給食対象者氏名

2 未納となっている学校給食費
円

内訳については裏面をご確認ください。

3 指定期限

年 月 日

4 納付について

- 納付期限（当初）から相当期間が経過し、納付していただいた場合、遅延損害金が発生する場合があります。
- 同封の督促状にて納付してください。

[未納内訳]

No	納期	請求金額	未納金額	当初納期限
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				